

**三重県後期高齢者医療広域連合
広域計画〔素案〕**

三重県後期高齢者医療広域連合

目 次

1 広域計画の策定にあたって	1
2 広域連合の基本方針	2
3 広域連合及び関係市町が行う事務	2
4 広域計画の期間及び改定に関する事	5

1 広域計画の策定にあたって

(1) 設立の経緯

わが国では、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきました。

しかし、国民医療費は毎年2～4%伸びる一方、少子高齢化の急速な進展や経済の低成長への移行により、医療を取り巻く環境は変化し、保険制度の運営は極めて厳しい状況となっています。

こうした状況のもと、平成18年6月、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保するための医療制度改革を推進する「健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、平成20年4月1日から75歳以上の高齢者等を対象とする、新たな後期高齢者医療制度が創設されることになりました。

この制度では、これまでの老人医療制度が、医療費の給付を行う市町村と費用負担を行う保険者の間での財政運営上の責任の所在が不明確であったことから、その是正を図るため後期高齢者医療制度の運営主体として都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設立することによって責任の所在を明確にし、同時に事業規模の広域化によって財政の安定化を図ることとなりました。

また、その運営財源は公費、現役世代からの支援金及び被保険者である後期高齢者からの保険料によって構成されることになり、世代間の保険料負担の見直しも図られました。

三重県では、平成18年8月1日に「三重県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を設置し、広域連合の設立に向け準備を進めてまいりました。県内のすべての市町（以下「関係市町」という。）の議会において広域連合設立に向けての承認を経た後、三重県知事の許可を受け、平成19年2月1日に「三重県後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」という。）が設立されました。

(2) 広域計画の趣旨

広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務について広域連合及び関係市町が相互に役割を担いながら総合的かつ計画的に処理するために必要な事項について定めるものです。

広域連合及び関係市町は広域計画に基づいてその事務を処理しなければならないが、また広域連合長は、関係市町の手続の処理が広域計画の実施について支障があり又は支障をきたす恐れがあると認められるときは、広域連合議会の議決を経て、関係市町に対して必要な措置を講ずることを勧告するなど、広域計画の実効性の確保を図ります。

(3) 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載します。

- ①後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。
- ②広域計画の期間及び改定に関する事。

2 広域連合の基本方針

広域連合は、関係市町との連絡調整を緊密に図りながら、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」（以下「高確法」という。）の趣旨を尊重し、広域化のスケールメリットを活かした財政の安定化と後期高齢者医療に要する費用の適正化を図るための取り組み及び後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われるよう努めます。

3 広域連合及び関係市町が行う事務

【平成19年度における事務】

準備期間として平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向け

て、広域連合及び関係市町は連携して、例規等の整備、電算処理システムの構築、その他必要な準備作業を行います。

【平成20年度以降における事務】

(1) 広域連合が行う事務

後期高齢者医療制度においては、医療給付や保険料の決定等の事務は広域連合が行うこととなっています。ただし、当該事務のうち保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務は、関係市町で事務をすることになります。

①被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者台帳により被保険者資格の認定（取得・喪失の確認、政令で定める障がいがある旨の認定）、被保険者証・被保険者資格証明書の交付決定等を行います。

②医療給付に関する事務

被保険者に対して、高確法第56条に規定する医療給付^(注1)の支給決定、未収金についての滞納処分、第三者行為による損害賠償請求等を行います。

③保険料の賦課に関する事務

保険料率の決定、保険料の賦課・減免決定、徴収猶予決定等を行います。

④保健事業に関する事務

関係市町と連携し、被保険者の健康の保持増進を図るため必要な事業を推進します。

⑤その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

後期高齢者医療制度の周知活動等を関係市町と連携して行います。

(2) 関係市町が行う事務

①保険料徴収に関する事務

年金からの保険料特別徴収、普通徴収に係る保険料の納期決定、保険料の収納、納入通知・督促状の送付、滞納処分等を行います。

②被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付事務

広域連合への住民の資格管理に関する情報提供及び資格取得届・喪失届の受付等を行います。

③被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し事務

被保険者証の引渡し、被保険者資格証明書の引渡し、広域連合への滞納状況の情報提供を行います。

④被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付事務

保険料の滞納・被保険者資格の喪失等による被保険者からの被保険者証の返還の受付、被保険者資格証明書の返還の受付を行います。

⑤医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し事務

高確法第56条に規定する医療給付に関する申請及び届出の受付、当該医療給付を行うための事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定められた^(注2)証明書^(注2)の引渡し等を行います。

⑥保険料に関する申請の受付事務

保険料の減免申請の受付、保険料の徴収猶予の受付等を行います。

⑦上記事務に付随する事務

相談・照会への対応、受付をした申請・届出に係る書類並びに返還された被保険者証及び被保険者資格証明書の広域連合への送付等を行います。

(注1) 高確法第56条に規定する医療給付の種類

- ① 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費
- ② 高額療養費及び高額介護合算療養費
- ③ 後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付

(注2) 厚生労働省令で定める証明書

- ① 一部負担金の減免に係る証明書
- ② 特定疾病の認定に係る証明書
- ③ 限度額適用・標準負担額減額の認定に係る証明書

4 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とし、その後、5年間を単位として見直しを行います。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。

資料編目次

資料1 三重県後期高齢者医療広域連合の設立経緯

資料2 三重県後期高齢者医療広域連合規約

資料3 後期高齢者医療制度の概要について

資料4 平成17年度 総人口に対する75歳以上の割合

資料5 75歳以上人口の推移(現市町別)

資料6 県全体の高齢者人口の推移

資料7 三重県全人口に占める高齢者人口割合(将来推計)

資料1

三重県後期高齢者医療広域連合の設立経緯

年 月 日	経 緯
平成18年	
6月14日	「健康保険法等の一部を改正する法律」の成立
8月 1日	三重県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局 の開設
9月14日	連絡調整会議(三重県主催)の開催
9月20日	第1回幹事会(市町の事業担当課長対象)の開催
9月22日	全国担当課長・準備委員会事務局長会議(厚生労働省主 催)の開催
10月 6日	第2回幹事会(市町の事業担当課長対象)の開催
10月19日	設立準備委員会(市町の首長対象)の開催
12月～19年1月	市町の議会で広域連合設立に係る規約案を議決
12月 4日	全国担当課長・準備委員会事務局長会議(厚生労働省主 催)の開催
平成19年	
1月22日	第3回幹事会(市町の事業担当課長対象)の開催
1月24日	三重県後期高齢者医療広域連合設立許可申請
2月 1日	三重県後期高齢者医療広域連合設立許可 広域連合長選挙の施行 松田津市長を選任
3月28日	平成19年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定 例会の開会 副広域連合長の選任同意 森下伊勢市長、山田川越町長、尾上大台町長を選任

資料2

三重県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、三重県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、三重県内の全市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、三重県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、次に掲げる事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、津市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、36人とする。

2 広域連合議員は、関係市町の長、副市町長又は議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町の長、副市町長又は議会の議員のうちから、各関係市町の議会において選出する。

2 関係市町の議会において選出すべき広域連合議員の定数は、別表第2のとおりとする。

3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町の長、副市町長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町の長、副市町長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 前項の議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長3人を置く。

2 広域連合に会計管理者1人を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、関係市町の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に規定する者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

- 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日から平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 広域連合の設立後初めて行う広域連合長の選挙については、第12条第2項の規定にかかわらず、津市桜橋二丁目96番地の三重県自治会館で行うものとする。
- 4 この規約の施行の日から平成19年3月31日までの間は、第7条から第9条までの規定中「副市町長」とあるのは「助役」と、第14条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と、別表第3備考中「前年度」とあるのは「当該年度」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

項 目
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
被保険者証及び資格証明書の引渡し
被保険者証及び資格証明書の返還の受付
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し

保険料に関する申請の受付
上記事務に付随する事務

別表第2（第8条関係）

市町	定数	市町	定数	市町	定数
津市	2人	四日市市	2人	伊勢市	2人
松阪市	2人	桑名市	2人	鈴鹿市	2人
名張市	1人	尾鷲市	1人	亀山市	1人
鳥羽市	1人	熊野市	1人	いなべ市	1人
志摩市	1人	伊賀市	2人	木曾岬町	1人
東員町	1人	菰野町	1人	朝日町	1人
川越町	1人	多気町	1人	明和町	1人
大台町	1人	玉城町	1人	度会町	1人
御浜町	1人	紀宝町	1人	大紀町	1人
南伊勢町	1人	紀北町	1人		

別表第3（第17条関係）

1 共通経費

項目	負担割合
均等割	10%
人口割	45%
高齢者人口割	45%

2 医療給付に要する経費

項目
高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

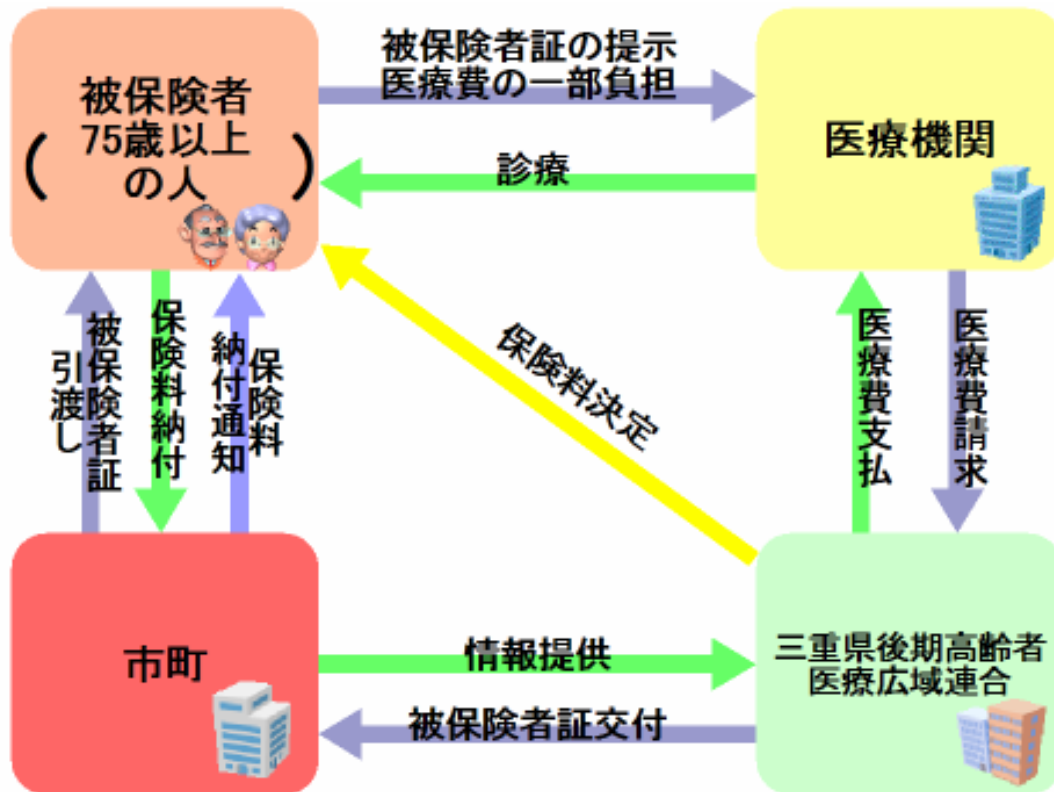
項目
高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額
市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

- 人口割については、予算年度の前年度の6月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。
- 高齢者人口割については、予算年度の前年度の6月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。

資料3

後期高齢者医療制度の概要について



運営のしくみ

三重県の全ての市町が加入する「三重県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者医療事務（財政運営、被保険者の資格認定・管理、被保険者証の交付、保険料の賦課、医療給付等）を行います。

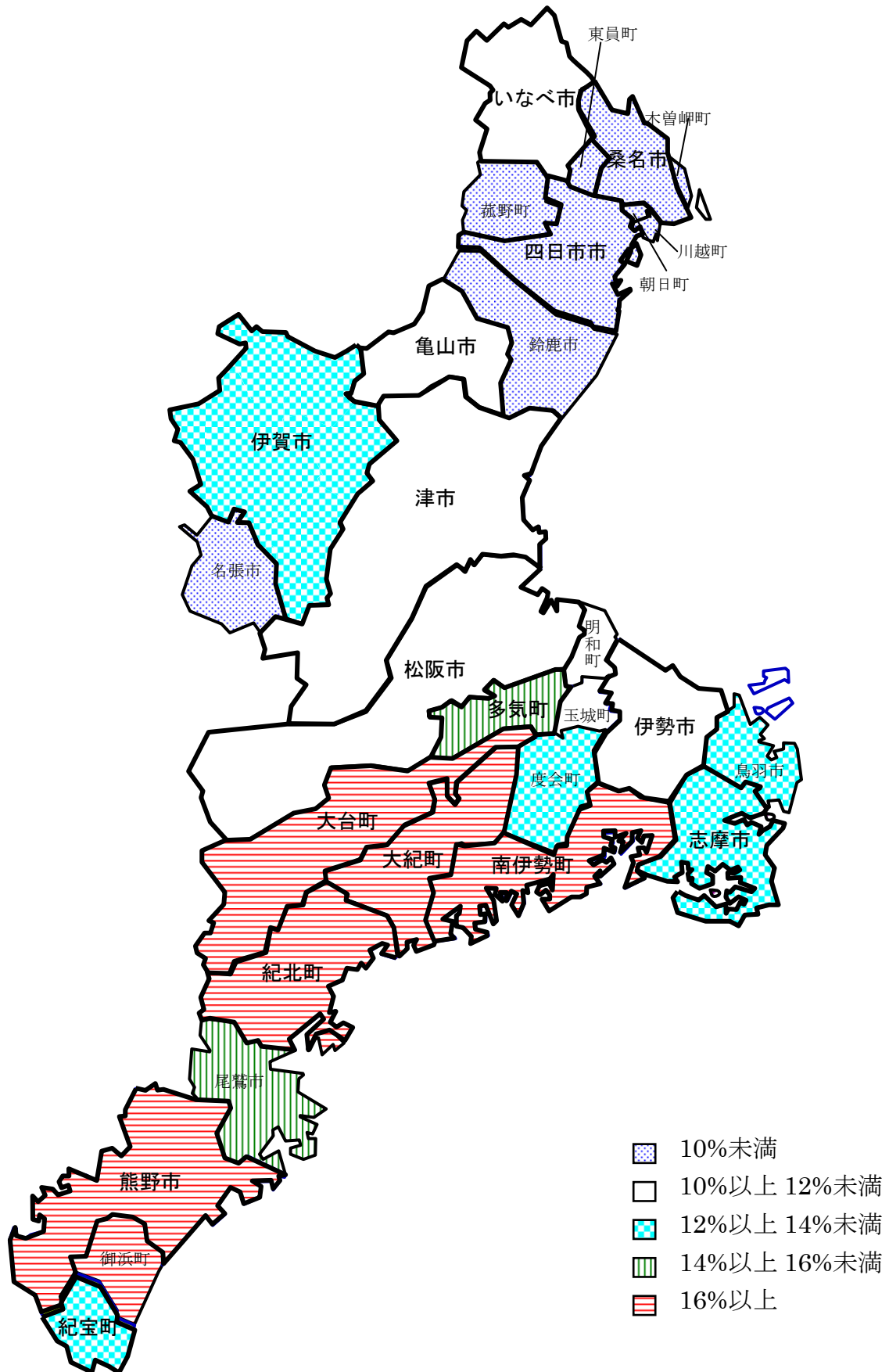
また、市町においては被保険者の不便を避けるために窓口業務（各種届出・申請の受付等）や保険料の徴収事務を行います。

被保険者となる人

- ・ 三重県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上のすべての人（生活保護を受けている人は除きます。）
- ・ 三重県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳～74歳で一定の障がいがあり、制度に加入する人

資料4

平成17年度 総人口に対する75歳以上人口の割合（市町別）



資料5

75歳以上人口の推移(現市町別)

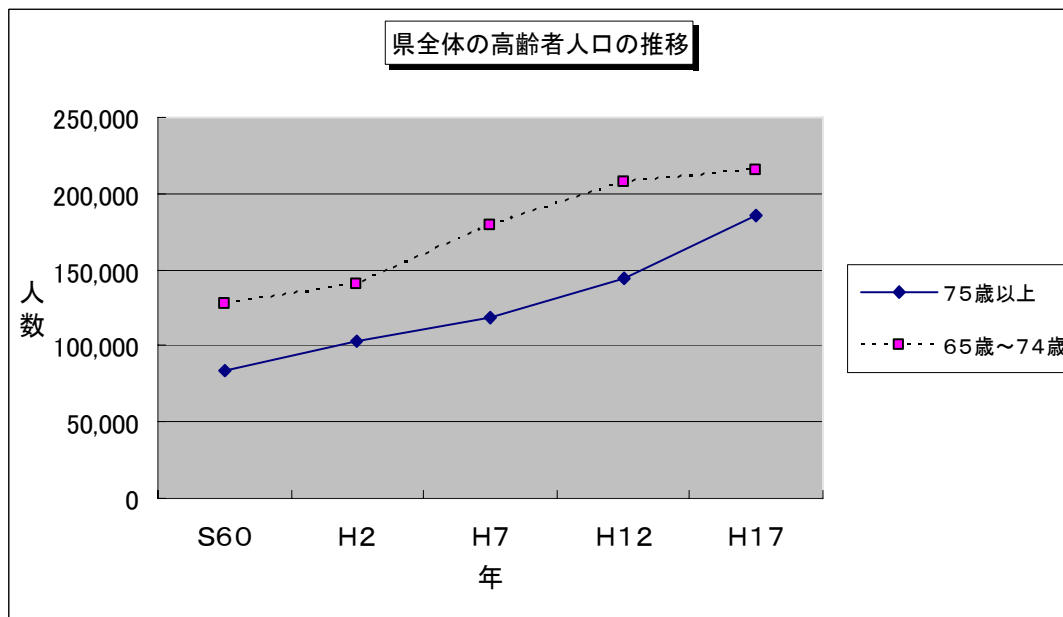
(単位:人)

市町名	S60.10.1	H2.10.1	H7.10.1	H12.10.1	H17.10.1
津市	13,296	16,277	18,540	22,390	29,378
四日市市	10,148	12,798	15,117	18,743	23,974
伊勢市	6,633	7,887	9,025	11,067	14,255
松阪市	8,434	10,263	11,552	13,915	18,052
桑名市	4,751	6,084	7,123	8,711	11,490
鈴鹿市	5,540	7,221	8,587	10,684	14,078
名張市	2,051	2,699	3,615	4,882	6,578
尾鷲市	1,631	1,962	2,300	2,587	3,260
亀山市	2,292	2,763	3,123	3,759	5,001
鳥羽市	1,468	1,630	1,797	2,194	2,912
熊野市	1,971	2,413	2,605	2,988	3,599
いなべ市	2,478	2,975	3,419	4,035	4,880
志摩市	3,702	4,303	4,774	5,743	7,542
伊賀市	6,224	7,325	8,201	9,912	12,662
木曾岬町	224	267	272	350	478
東員町	670	915	1,175	1,456	1,865
菰野町	1,494	1,940	2,375	2,841	3,672
朝日町	270	317	381	441	608
川越町	392	504	619	772	971
多気町	1,067	1,276	1,462	1,738	2,247
明和町	1,145	1,441	1,570	1,847	2,393
大台町	1,025	1,193	1,330	1,552	2,002
玉城町	656	743	853	1,073	1,552
度会町	549	645	661	855	1,114
大紀町	979	1,095	1,284	1,453	1,916
南伊勢町	1,448	1,796	1,983	2,302	2,940
紀北町	1,654	2,056	2,393	2,830	3,310
御浜町	853	976	1,193	1,417	1,691
紀宝町	741	876	1,052	1,328	1,595
三重県全体	83,786	102,640	118,381	143,865	186,015

1 資料出所:総務省統計局「国勢調査報告」

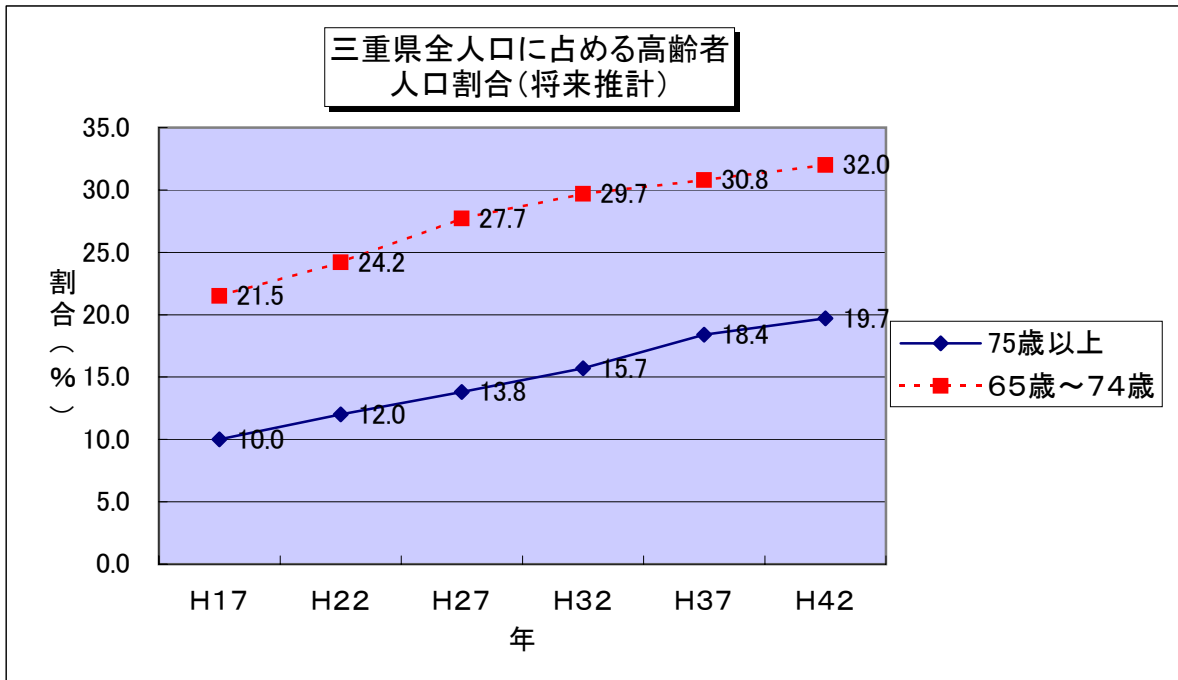
2 市町村合併前の市町村人口は合併後の現市町人口へ加算した。

資料6



※資料出所:総務省統計局「国勢調査報告」

資料7



資料出所: 国立社会保障・人口問題研究所
「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)